

後期高齢者医療制度 保険料額決定通知書が送付されます

後期高齢者医療制度に加入されている方へ6月中旬に「平成24年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付しますので、保険料額を確認してください。

●保険料の納め方

「年金からの天引き」＝年金支給月ごとに年金から差し引かれます。

「口座振替」＝新たに「口座振替」を希望される方は、手続きが必要です。

町住民課国保医療係まで「預金通帳」と「届出印」をご持参ください。

「納入通知書」＝金融機関や役場出納室窓口で納めていただきます。

第1期納入期限は7月2日です。



年間保険料の計算方法(平成24年度)

■保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。

保険料は被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

均等割 【1人あたりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じたの額】 (所得－33万円)×10.61%	=	1年間の保険料 (限度額 55万円) (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	--

前年の収入から必要経費（公的年金等控除額や給与所得控除額など。）を差し引いたものです。

※**所得とは** なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。また、社会保険料控除額、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの「所得控除」は、適用されません。

●保険料の軽減

所得に応じて均等割と所得割に軽減があります。

詳細については、お問い合わせください。

保険料率が改定されました。

後期高齢者医療制度では財政運営機関を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、平成24年度および平成25年度保険料率の改定が次のとおり行われました。

均等割額 47,709円、所得割率 10.61%

保険料率の比較

保険料率の比較	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額<<一人当たりの額>>	44,192円	47,709円
所得割率<<本人の所得に応じた額>>	10.28%	10.61%
限度額	50万円	55万円

お問い合わせ
 町住民課国保医療係 ☎56-8006
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601